

令和6年8月20日
 課名 土木建築局港湾漁港整備課
 担当者 課長 前原
 内線 4002
 課名 土木建築局港湾振興課
 担当者 課長 吉牟田
 内線 4018

広島港の物流機能強化に向けた取組について

1 要旨・目的

広島港の物流機能強化に向け、マツダ㈱所有の海田地区 KD センター ※(以下「KD センター」という。) を県が取得し、公共ふ頭用地を拡張するとともに、KD センターの移転適地として、出島地区分譲地の一部をマツダ㈱に売却することにより、出島地区への東南アジア向け貨物の集荷を促進する。これらにより、海田地区における国際フィーダー機能及び出島地区における外貿機能の強化を図る。

※KD センターは、海外の自動車組立工場に出荷する自動車部品 (KnockDown 貨物) をコンテナに積み込むための施設。

2 現状・背景

- 平成 31 年 3 月に改訂した広島港港湾計画において、地域産業の持続的発展やアジア諸国との交易拡大を支援する国際物流拠点の形成を目指し、海田地区の国際フィーダー機能及び出島地区の外貿コンテナ機能の強化を図ることとしている。
- 海田地区については、荷捌地や上屋等が不足していることから、阪神港を経由して輸送される北米・欧州等向け貨物を海上輸送することができず、阪神港まで陸上輸送を行わざるを得ないケースが発生しており、非効率な輸送が生じている。
- 出島地区については、現在、国による大水深岸壁の整備に加え、県による荷役機械の増設工事を行っているところであり、こうしたハード整備の状況を踏まえながら、東南アジアを始めとするアジア諸国との航路誘致につながる集荷を促進する必要がある。

3 概要

(1) 事業の概要

ア 海田地区

海田コンテナターミナルに隣接する KD センター(建物を含む。約 8.5ha)を取得し、従前のコンテナターミナルと一体的な利用を行うことにより、公共ふ頭用地の拡張を図る。

イ 出島地区

KD センターの移転用地として、出島地区分譲地 (3 工区の一部 (約 8.3ha)) をマツダ㈱に売却し、同社の東南アジア向け貨物を出島地区に集約することにより、東南アジア航路の新規就航を実現させ、マツダ㈱やそれ以外の企業を含めた県内企業の物流効率化を図る。



(2) 契約方法

海田地区及び出島地区について、それぞれ次の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結し、公共用地の取得及び分譲地の売却を行う。

海田地区	従前から海田地区の公共ふ頭用地の不足により、県内企業の利用ニーズへ十分に対応できていないことから、 <u>近接性及び必要面積等の条件を満たす</u> KD センターを取得し、公共ふ頭用地として活用する必要があること。
出島地区	・KD センターの取得に当たっては、 <u>コンテナターミナル近接地で所要の面積等を満たす代替地を確保する必要があり</u> 、出島地区分譲地（3 工区）以外にその適地はないこと。 ・マツダ㈱の <u>東南アジア向け貨物を出島地区に集約することにより、東南アジア航路の新規就航を実現させる環境整備を図ること</u> ができること。

(3) 概算事業費等

不動産鑑定評価に基づく、概算事業費等は次のとおり。

海田地区（用地補償費）	約 78 億円
出島地区（売却価格）	約 86 億円

4 スケジュール

- 令和 6 年 7 月 広島港地方港湾審議会（海田地区港湾計画変更）
令和 6 年 8 月 出島地区の分譲に係る仮契約をマツダ㈱と締結（予定）
令和 6 年 9 月 リ 議案提出（予定）
令和 6 年 9 月 KD センターの取得に係る補正予算案の提出（予定）